

一般財団法人新潟県教職員互助会の貸付規程改正について

主な改正のポイント

平成31年1月以降の申込みから、会員の子が『外国の教育機関（※1）』に入学又は修学した場合にも教育資金が利用できます。

更に、平成31年4月以降の申込みから、新規の貸付で100万円以上の場合は、ボーナス償還併用を選択できます。（貸付金額の2分の1以内、10万円単位）



ボーナス償還の併用例

ボーナス償還を利用することで毎月の返済額を抑えることができます。

自動車資金として150万円を6年返済の72回で借りたいけど、毎月の返済を12,000円以下に設定できる？ → **できます！**

毎月償還のみ	ボーナス併用
・21,667円/月	・11,556円/月 ・60,565円/ボーナス時

互助会の貸付事業のご案内

貸付種類	申込事由	限度額	年利	償還回数
生活資金	家具の購入、冠婚葬祭、海外旅行、自動車の修理費等（土地及び住宅の取得や増改築を除く。）	200万円	1.31%	50回以内
災害資金	災害復旧（災害見舞金の給付時に限る。）	100万円	無利息	
育児休業資金	育児	60万円	1.17%	
自動車資金	自動車の購入	300万円	1.3%	72回以内
教育資金	① 会員の子が、学校教育法に定める大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校、若しくは外国の教育機関（※1）に入学又は修学 ② 会員自身の修学又は資格取得 ③ 会員自身の奨学金等の借換え	300万円	1.17%	100回以内
住宅資金	①自己の住宅の新築、増築、改築、修理、土地の購入（会員の居住） ②他の金融機関からの住宅ローンの借換え	1,000万円（※2）	0.96%	240回以内
住宅災害資金	災害による住宅復旧（激甚災害の場合で災害見舞金の給付時に限る。）	200万円	0.83%	200回以内

※1 外国の教育機関：入学（修学または受講）する課程の修業期間が3月以上であり、かつ正規の教育課程の修業年限が1年以上である教育機関。

※2 給料月額×5年後の退職手当支給率（自己都合）+200万円の範囲内

よくあるお問い合わせ



Q 現在、長女の学費の支払いに教育資金を利用中だが、次女の学費分も追加できる？



A 原則、同じ種類の貸付けを複数件借りることはできませんが、現貸付けの償還回数が24回以上あれば、合算して借りることができます。

Q 合格通知が届いたので、教育資金を申し込みたいが、提出書類の『入学金、授業料が分かる書類』ってどんなもの？

申込み額が100万円未満なら提出書類は、合格通知書だけでいいの？

A 『入学金、授業料が分かる書類』とは、進学予定の学校から届いた入学金や授業料のお知らせの写し又は該当校のホームページ（授業料等の掲載ページ）を印刷したものが該当します。

申込み額が100万円未満の場合は、合格通知書、入学許可書又は在学証明書と「貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式）」を提出してください。

なお、外国の教育機関の場合は、「外国教育機関証明書」（貸付第9-3号様式）が必要です。

Q 家族で使用する自動車を購入した場合も自動車資金を利用できる？



A 会員が自動車の購入に資金を必要とする場合に自動車資金を利用できますので、契約者（代金支払い者）が会員様ご本人である必要があります。注文書上の使用者が家族の名前になっている場合は、電話で内容を確認することがあります。



Q 他の金融機関からの借換えを理由に互助会から住宅資金を借りたけど、前の住宅ローン完済（入金）後に互助会に何か提出する必要がある？



A 他の金融機関等で住宅ローンを完済すると、完済した旨を証する押印のある金銭消費貸借契約書等が返却されるので、その写しを提出してください。これ以外にも振込依頼書又は計算書（振込先、入金額が確認できるもの）の写しでも大丈夫です。抵当権が設定されている場合は、抵当権が抹消されたことが分かる書類（登記事項証明書）も併せて提出が必要です。

